

教第 10 号議案

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見決定について
神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、社会教育法
(昭和 24 年法律第 207 号) 第 8 条の 2 の規定に基づいて行われた意見聴取に対し、別紙
のとおり意見を決定する。

令和 4 年 6 月 15 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

教 第 号
令和 年 月 日

神戸市長
久元 喜造 様

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定
についての意見

令和4年6月15日付け文ス第491号により、神戸市教育委員会に意見聴取のあった神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、異議ありません。

(担当：教育委員会事務局総務課)

文 ス 第 4 9 1 号

令 和 4 年 6 月 9 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見聴取の件

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、神戸市公民館条例施行規則（令和 3 年 4 月規則第 74 号）の一部を改正する規則を制定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：文化スポーツ局スポーツ企画課）

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 号

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市公民館条例施行規則（令和3年3月規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により施設（条例第4条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の<u>4開館日（第9条第1項に規定する休館日ではない日をいう。）前</u>の日までに、様式第1号による神戸市公民館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により施設（条例第4条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の<u>4日前の日（当該日が第9条第1項に規定する休館日に当たるときは、当該休館日の翌日）</u>までに、様式第1号による神戸市公民館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>

2 前項の規定による申込みの受付は、使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日（当該日が第9条第1項に規定する休館日に当たるときは、当該休館日の翌日）から行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 [略]

（使用料の後納）

第4条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) [略]

(2) 神戸市地域サービス情報システムの利用により許可を受けて施設等を使用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めるとき。

（使用料の減免）

第5条 [略]

2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号による神戸市公民館使用料減免申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、第2条第1項の規定による申請と同時に市長に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第6条 [略]

2 前項の規定による申込みの受付は、使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日（当該日が第9条に規定する休館日に当たるときは、当該休館日の翌日）から行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 [略]

（使用料の後納）

第4条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めるとき。

（使用料の減免）

第5条 [略]

2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号による神戸市公民館使用料減免申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、第2条第2項の規定による申請と同時に市長に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第6条 [略]

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第4号による神戸市公民館使用料返還申請書に様式第2号の神戸市公民館使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第4号に定める理由により返還する使用料が生じたときは、市長は、職権で、これを返還することができる。

(開館時間)

第10条 [略]

2 市長は、前項ただし書きの規定にかかわらず、施設等の使用の許可を受けようとする者の申請に基づき、午後5時から午後9時までの間で許可した時間について開館することができる。

3 前条第2項又は前項の規定により開館する場合にあっては、市長が使用を許可した時間を開館時間とする。

4 [略]

別表 (第3条関係)

公民館	附属設備	使用料
神戸市立住之江公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
[略]	[略]	[略]

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、様式第4号による神戸市公民館使用料返還申請書に様式第2号の神戸市公民館使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(開館時間)

第10条 [略]

2 市長は、前項ただし書きの規定にかかわらず、施設等の使用の許可を受けようとする者の申請に基づき、午後6時から午後9時までの間で許可した時間について開館することができる。

3 前条第2項の規定により開館する場合にあっては、市長が使用を許可した時間を開館時間とする。

4 [略]

別表 (第3条関係)

公民館	附属設備	使用料
神戸市立住之江公民館	パーソナルコンピュータ	1台1回につき 300円
江公民館	デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
[略]	[略]	[略]

備考 使用の回数については、条例別表第1号の表に規定する施設の使用料の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後（正午から午後2時まで）、午後（午後2時から午後4時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）又は夜間の使用をもって1回の使用とする。

備考 使用の回数については、条例別表第1号の表に規定する施設の使用料の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後3時から午後5時まで）又は夜間の使用をもって1回の使用とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

受付番号
年 月 日

神戸市公民館使用許可申請書

神戸市長 宛

申請者 1. 住 所 _____
 2. 団 体 名 _____
 3. 代表者名又は氏名（フリガナ） _____
 生年月日（ 年 月 日） _____
 電 話（ ） ー _____

次のとおり使用の許可を申請します。

使用目的 (会議等名称)	使用日時 (該当区分の□にレを入れてください)	施設名	使用する 附属設備	人数	施設 使用料	附属設備 使用料	使用料 合計(円)
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □午後3 □夜間						
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □午後3 □夜間						
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □午後3 □夜間						
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □午後3 □夜間						
	月 日 () □午前 □午後1 □午後2 □午後3 □夜間						
				合 計			

【使用時間の区分】 午前（午前9時～正午）・午後1（正午～午後2時）・午後2（午後2時～午後4時）・午後3（午後4時～午後6時）・夜間（午後6時～午後9時）

※ なお、暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

※太線の枠内は、記入しないでください。

承認欄 決裁日 年 月 日

	館 長	副館長	係
決			
裁			

取扱者印	検査印

納入通知番号（ ） 調定日（ ・ ・ ） 収入日（ ・ ・ ）

受付番号
年 月 日

神戸市公民館使用許可書

申請者 1. 住 所 _____
 2. 団 体 名 _____
 3. 代表者名又は氏名（フリガナ） _____
 生年月日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）
 電 話（ _____ ） _____

神戸市長 印

次のとおり使用を許可します。

使用目的 (会議等名称)	施設名	使用する 附属設備	人 数	施設 使用料	附属設備 使用料	使用料 合計 (円)
使用日時 (該当区分の□にレを入れてください)						
月 日 ()						
<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 午後3 <input type="checkbox"/> 夜間						
月 日 ()						
<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 午後3 <input type="checkbox"/> 夜間						
月 日 ()						
<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 午後3 <input type="checkbox"/> 夜間						
月 日 ()						
<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後1 <input type="checkbox"/> 午後2 <input type="checkbox"/> 午後3 <input type="checkbox"/> 夜間						
			合 計			

【使用時間の区分】 午前（午前9時～正午）・午後1（正午～午後2時）・午後2（午後2時～午後4時）・午後3（午後4時～午後6時）・夜間（午後6時～午後9時）

※ なお、暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、許可を取り消す等の措置をとります。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

神戸市公民館使用料領収証書

上記の金額を領収しました。 年 月 日	出納員 領収印
神戸市立 公民館 出納員 公民館長	

※この許可書は施設等を使用する際、窓口に提示してください。
 ※使用料の返還を受けようとする際は、神戸市公民館使用料返還申請書に本書を添えて提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の神戸市公民館条例施行規則（以下「新規則」という。）を施行するために必要な使用の許可、使用料の収受その他必要な行為は、この規則の施行前においても、新規則の例によりすることができる。